

特別障害者手当

特別障害者手当とは、20歳以上の方で、著しい重度の障害のため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給される手当です。また、障がい者手帳が無い方でも請求が可能です。

*この制度には、**所得制限**があります。

*申請後に審査があり、**必ずしも認定になるとは限りません**。要件を満たさない場合は、却下になることがあります。

対象となる障害の程度	精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方 <基準概要> ① 別表2の障害のうち、2つ以上の障害を有する方 ② 身体障害を有する方で、別表2の③～⑤に該当する障害があり、かつ、日常生活動作等に著しい支障をきたしている方 ③ 高度の内部障害又はその他の疾病を有する方で、別表1の⑧に該当する障害があり、かつ、絶対安静の方 ④ 高度の精神障害を有する方で、別表1の⑨に該当する障害があり、かつ日常生活に著しい制限を受ける方 ※ご自身が上記に該当するかは、 診断書作成を依頼する医療機関にて、事前にご確認ください。	
受給できる方	① 申請日現在、満20歳以上であること ② 施設に入所していないこと（裏面参照）	③ 3か月を超えて病院等に入院していないこと ④ 毎年の所得が基準以下であること（裏面参照）
手当の月額	27,300円（R4年4月現在）	
支払時期	2月、5月、8月、11月の10日（土日祝日の場合は、前後することがあります。）	
必要な書類など	①認定請求書 ②所得状況届 ③所得確認のための同意書 ④手当認定請求用の所定の診断書 ※①～④の用紙は窓口にご用意しております。	
	別表 1	別表 2
① 両目の視力の和が0.02以下のもの（矯正視力による） ② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの ④ 両上肢のすべての指を欠くもの ⑤ 両下肢の用を全く廃したもの ⑥ 両大腿を2分の1以上失ったもの ⑦ 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの ⑧ ①～⑦のほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が①～⑦と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ⑨ 精神の障害であって、①～⑧と同程度以上と認められる程度のもの ⑩ 身体の機能の障害もしくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が①～⑨と同程度以上と認められる程度のもの	① 両目の視力の和が0.04以下のもの（矯正視力による） ② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの、又は両上肢のすべての指を欠くもの、もしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの ④ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの ⑤ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの ⑥ ①～⑤のほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が①～⑤と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ⑦ 精神の障害であって、①～⑥と同程度以上と認められる程度のもの	

所得制限について

この手当の申請者本人、その配偶者又は生計をともにする扶養義務者の前年の所得額から諸控除を引いた金額が、下記の限度額を超えるときは、手当が支給されません。

特別障害者手当等の所得制限限度額表（単位：円）		
扶養親族等の数	受給資格者	配偶者及び扶養義務者
	所得額（参考：収入額の目安）	所得額（参考：収入額の目安）
0	3,604,000（約5,180,000）	6,287,000（約8,319,000）
1	3,984,000（約5,656,000）	6,536,000（約8,586,000）
2	4,364,000（約6,132,000）	6,749,000（約8,799,000）
3	4,744,000（約6,604,000）	6,962,000（約9,012,000）
4	5,124,000（約7,027,000）	7,175,000（約9,225,000）
5	5,504,000（約7,449,000）	7,388,000（約9,438,000）

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族、特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある方は、上記の金額に次の金額を加算します。

- （1）本人の場合は、①老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円②特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）1人につき25万円
- （2）配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円

控除の種類	本人	配偶者及び扶養義務者
雑損控除、医療費控除、配偶者特別控除、小規模企業共済等掛金控除、公共用地取得による土地代金等の特別控除、肉用牛の売却による事業所得免除	相当額	相当額
社会保険料控除	相当額	8万円
障害者控除（本人）	-	27万円
障害者控除（扶養親族・控除対象配偶者）	27万円	27万円
特別障害者控除（本人）	-	40万円
特別障害者控除（扶養親族・控除対象配偶者）	40万円	40万円
寡婦（寡夫）控除・勤労学生控除	27万円	27万円
特別寡婦控除	35万円	35万円

入所施設について

次の施設に入所している方は、対象となりません。

障がい者施設	障害者支援施設、障害者総合支援法に規定する療養介護を行う病院
高齢者施設	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） ※介護老人保健施設や介護療養型医療施設は病院等に含まれます。
その他施設	生活保護施設（救護施設、更生施設）、国立療養所、国立保養所

受付窓口

住所	〒961-8501 西郷村大字熊倉字折口原40
担当課	西郷村 福祉課 地域福祉係
電話	0248-25-1509